

美濃加茂市消防団における
新型コロナウイルス感染対策ガイドライン

令和3年4月
美濃加茂市消防団

目 次

1. 共通事項

1-1	基本的な感染症対策	P 1
1-2	体制	P 1
1-3	健康観察と体調不良時の対応	P 2
1-4	その他	P 2

2. 個別訓練

2-1	訓練参加者の健康確認	P 3
2-2	訓練についての共通事項	P 3
2-3	訓練礼式	P 4
2-4	火災防ぎょ訓練	P 5
2-5	水防訓練	P 5
2-6	消防音楽隊	P 5
2-7	図上訓練	P 6
2-8	講義形式での研修等	P 6

3. その他の活動

3-1	火災予防運動	P 7
3-2	災害活動	P 7
3-3	行事等	P 7

美濃加茂市消防団における 新型コロナウイルス感染対策ガイドライン

【本ガイドラインの趣旨】

近年、日本では地震、台風、豪雨などによる災害が発生しやすい環境になりつつあり、それに伴う土砂災害など二次的災害も少なくない。今後懸念されている東南海・南海地震は、30年以内におおよそ75%の確率で発生し、その規模はマグニチュード8から9程度であると言われており、大きな被害が広範囲かつ多重的に発生すると予測される。その規模が大きいほど、常備消防及び防災関係機関等自身が被害を受けることも予想され、広範囲での救助、救援に支障をきたすことが考えられることから、災害発生直後には、地域住民相互の助け合い、人命救助や初期消火の努力が重要である。また、この点では、地域の安全、安心をまもるための消防団の位置づけが非常に重要であることが分かる。

一方、昨年3月頃から急激に増加した新型コロナウイルス感染症により、感染リスクの観点から、消防団は最低限の活動に留まりざるをえない状況に陥っている。この状態が続くことによって、消防団員の技術力が向上しないばかりか、災害の際には事故に繋がる可能性も否定できず、震災時など各地区の救援、救済に対して、常に活動ができる組織として成り立たない可能性が見えてきた。

本ガイドラインは、新型コロナウイルスに対する感染対策を徹底し、消防団員自身の安全を守るとともに、消防団としての機能を維持する目的として策定されたものである。

第1章 共通事項

1-1 基本的な感染症対策

- (1) 訓練等においては、原則不織布マスクを着用する。
- (2) 資機材等を共有する場合は、手袋を着用する。
- (3) 訓練等の前後、休憩時は、手洗い、手指消毒を徹底する。
- (4) 消防団詰所や屋内での活動の場合は、換気を行う。
- (5) 資機材等は、こまめにアルコール消毒により除菌する。

1-2 体制

- (1) 各分団で感染対策実施責任者（以下「責任者」という。）を選任する。基本的には、各分団の正指導員とする。
- (2) 責任者は、詰所や活動拠点ごとに、感染症対策を担う「感染症対策担当者」（以下「担当者」という。）を選任する。なお、担当者は、規模等に応じて複数選任することを妨げない。

(3) 健康チェックシートを各団員へ配布する。

1-3 健康観察と体調不良時の対応

(1) 消防団員は、訓練等の前に、自宅で検温を行い、次に該当する場合は、訓練等には参加しない。また、家族や友人など一定の接触のある者（以下「家族等」という。）が該当する場合も同様とする。

・息苦しさ、強いだるさ、高熱などの症状のいずれかがある

・発熱やせきなどの比較的軽いかぜ症状がある

※ 「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」（令和2年5月11日
厚生労働省通知）

(2) 消防団員は、新型コロナウイルス接触確認アプリ等の活用に努め、陽性患者と接触があった場合は、2週間が経過するまで訓練等に参加しない。また、家族等が該当する場合は、そのPCR検査結果が判明するまで訓練等に参加しない。

(3) 消防団員は、海外から帰国後、2週間が経過するまで訓練等に参加しない。また、家族等が該当する場合も同様とする。

(4) 感染拡大が懸念される地域への移動もしくはその地域の方との接触があった場合、その状況を鑑みた上で出欠の判断を分団幹部で行う。

(5) 3密の可能性がある場所は極力避け、自分の行動歴を十分に把握し、いつでも詳細を報告できるようにしておくこと。

1-4 その他

(1) 訓練等は、効率的な実施に努める。（下記の例を参照）

(2) 訓練等の終了後は、速やかに帰宅し、消防団詰所等での食事は行わず、水分補給のみ可とし、飲み終わったら速やかにマスクを着用する。

(3) 休憩時などでマスクをしない瞬間がある行為（喫煙、歯磨き、更衣等）をする場所においては、マスクを外している瞬間は、会話をしない。また、マスクを着用していても、そのような場所を複数人で利用する場合は、人との距離を保つ。

(4) 日常生活においても、家族を含め、毎日の体調自己チェック、外出時のマスクの常用、手指衛生の励行、ソーシャルディスタンスの確保に努める。自分の行動歴を十分に把握し、いつでも詳細を報告できるようにしておく。

例：消防庁の防災危機管理 e カレッジ(特に専門コース・消防団員向け)を活用した自己学習により、訓練等の時間の短縮を図る。

<https://www.fdma.go.jp/relocation/e-college/>

基礎コース＝訓練礼式、消火活動、救急救助、安全管理、防災

中級コース＝消防活動、操法

上級コース＝トップとしての責務及び心構え

第2章 個別訓練

「第1章共通事項」に定める対策に加え、各訓練の特性を踏まえた対策を実施する。

2-1 訓練参加者の健康確認

- (1) 消防団員は、訓練二日前から検温を行い、二日間の体調と合わせて「チェックシート」を記入し担当者に報告する。担当者は一つでも「有」の項目がある場合は参加させない。
- (2) 団員は新しい不織布マスクを着用し、マスクの着用が正しいか確認する。
- (3) 担当者は、消防団員、訓練指導者が訓練時に体調不良を訴えた場合は、訓練全体を中止し、医療機関を受診させる。また、受診した結果、感染が判明した場合は、速やかに報告させる。
- (4) 担当者は、体調不良者が発生した場合や感染が判明した場合は、責任者へ報告する。
- (5) 責任者は、上記(4)の報告があった場合は、団幹部へ連絡する。
- (6) 非接触型体温計による検温と当日の体調確認を行う。
- (7) 手指消毒を正しい手順で行わせる。正しく行えているか確認する。
→ 注意喚起：訓練中、顔周辺をむやみに直接触らないこと。
- (8) 以上の内容を随時記録する。

2-2 訓練についての共通事項

各訓練の対策に加えて次の共通事項の対策を実施する。

- (1) 訓練を行う前に、団員が触れる可能性がある物を除菌シートにて消毒、清掃する。また、清掃後のシートを捨てる際には、厳重に管理する。
- (2) 車庫内にて打ち合わせを行う場合、長時間とならないように留意する。また、十分に換気し、着座位置が最低2m以上は離れるようにする。したがって、詰め所内の人数は10名未満が望ましい。

- (3) 詰所内での食事は禁止とする。飲料物に関して、分団から団員に対してペットボトル等の配布がある場合、手指消毒を行った上で提供すること。飲む場合、マスクの外し方に注意し、マスクを外したまま会話しない。また、喫煙も同様とするが、副流煙の影響が懸念されるため、2m以上離れる。
- (4) 訓練の際、号令、合図、伝達等は、飛沫感染に注意する。その危険性が示唆される場合、拡声器等を使用するように努める。
- (5) 訓練から休憩する時、休憩からの訓練再開時、トイレ、その他消毒・清掃されていない物や場所を触れた際には、必ずアルコールによる手指消毒を行う。
- (6) 訓練終了時には、触れた器具、箇所を専用除菌シートにて消毒、清掃する。
- (7) 訓練終了後、帰宅する際には以下の手順にて行う。
 - ① 手指消毒を正しい手順で行う。また、正しく行えているか確認する。
 - ② 使用したマスクを破棄する。
 - ③ 新しいマスクを装着する（渡す側は手袋を使用）。
 - ④ 捨てられたマスクや、清掃した後の除菌シートが入った袋を正しい手順で処理する。
 - ⑤ 「④」を処理した者は、必ず再度手指消毒を行う。

2-3 訓練礼式

リスク：(屋内外) ① 指揮者の号令、訓練指導者の指示等大声による飛沫感染、部隊訓練時の密接・密集
(屋 内) ② 密閉

(対策①)

- ・部隊訓練は、消防訓練礼式の基準による間隔を身に着けるが、訓練時は、1m以上間隔を開けるなど適宜工夫して行う。
- ・訓練中は、こまめに体調を確認し、息苦しくなった時等やむを得ない場合は、屋内では退室のうえ休憩をとり、屋外では他人との距離が2m以上あれば、短時間はマスクを外してよい。なお、症状が改善すればただちにマスクを再度着用する。

(対策②)

- ・エアコン以外の独立した換気扇が設置してある会場を選定する。
- ・独立換気扇は常時稼働し、あわせて出入口の最低1か所を常時開放する。
- ・独立した換気扇がない場合は、1時間に最低2回かつ1回あたり5分以上、窓及び出入口を開放する。

2-4 火災防ぎょ訓練

リスク：(屋内外) ㊦ 号令等大声による飛沫感染（別紙参照）、密接・密集
(屋 内) ㊦ 密閉

(対策㊦)

- ・団員間の伝達には、訓練に応じてトランシーバー等を使用するよう努める。
- ・開始、終了時の集合場所を分散する。(参加人数が多い場合)
- ・訓練中は、こまめに体調を確認し、息苦しくなった時等やむを得ない場合は、屋内では退室のうえ休憩をとり、屋外では他人との距離が2 m以上あれば、短時間はマスクを外してよい。なお、症状が改善すればただちにマスクを再度着用する。

(対策㊦)

- ・エアコン以外の独立した換気扇が設置してある会場を選定する。
- ・独立換気扇は常時稼働し、あわせて出入口の最低1か所を常時開放する。
- ・独立した換気扇がない場合は、1時間に最低2回かつ1回あたり5分以上、窓及び出入口を開放する。

2-5 水防訓練

リスク：(屋外) 飛沫感染、密接・密集

(対策)

- ・団員間の伝達には、訓練に応じてトランシーバー等を使用するよう努める。
- ・土嚢づくりは、一か所での密接、密集を回避する。
- ・訓練参加者の間隔は、可能な範囲で間隔を確保する。

2-6 消防音楽隊

リスク：(屋内外) ㊦ 飛沫感染、密接・密集
(屋 内) ㊦ 密閉

(対策㊦)

- ・可能な限り屋外で行うこととし、風下に向かって、一方向横一列で訓練を行う。
- ・訓練参加者の間隔は最低でも2 mを確保する。
- ・他の隊員の楽器には触らない。
- ・唾抜きは、こまめに吸水シート等で吸着する。
- ・吹奏時以外は、マスクを着用する。

(対策②)

- ・エアコン以外の独立した換気扇が設置してある会場を選定する。
- ・独立換気扇は常時稼働し、あわせて出入口の最低1か所を常時開放する。
- ・独立した換気扇がない場合は、1時間に最低2回かつ1回あたり5分以上、窓及び出入口を開放する。
- ・一方向横一列で訓練を行う。

2-7 図上訓練

リスク：(屋内) 飛沫感染、3密

(対策)

- ・1回の参加人数を限定し、複数回実施するなど、密を避けて行う。
- ・エアコン以外の独立した換気扇が設置してある会場を選定する。
- ・独立換気扇は常時稼働し、あわせて出入口の最低1か所を常時開放する。
- ・独立した換気扇がない場合は、1時間に最低2回かつ1回あたり5分以上、窓及び出入口を開放する。

2-8 講義形式での研修等

リスク：(屋内) 大人数で活動による飛沫感染、3密

(対策)

- ・講師と受講者との間隔は、2m以上の距離を確保することとし、確保できない場合は、マスク着用と併せて、講師の前にアクリル板の設置に努める。
- ・受講者間隔は、できるだけ2m(1m以上)を確保できる人数とする。
- ・エアコン以外の独立した換気扇が設置してある会場を選定する。
- ・独立換気扇は常時稼働し、あわせて出入口の最低1か所を常時開放する。
- ・独立した換気扇がない場合は、1時間に最低2回かつ1回あたり5分以上、窓及び出入口を開放する。
- ・オンラインでの開催を推奨する。

第3章 その他の活動

「第1章共通事項」に定める対策に加え、各活動の特性を踏まえた対策を実施する。

3-1 火災予防運動

リスク：(車内) ① 車内による飛沫感染、3密 (屋内外) ② 対面による3密
--

(対策①)

(1) ポンプ車等による啓発

- ・録音した音源を使用する。
- ・ポンプ車等は、必要最少限度の乗車人数とする。
- ・車の換気モードは「外気導入モード」とし、すべての窓を少し開ける。

(対策②)

(2) 対面による啓発

- ・相手との間隔を十分確保するよう努める。
- ・アルコール消毒を携帯するよう努める。

3-2 災害活動

- ・感染症対策の徹底を原則とし、団員の体調の異常を把握した場合は、速やかに緊急時の報告要領により連絡のうえ指示を仰ぐ。

3-3 行事等

- ・例年の実施方法、規模に捉われず、感染症対策の観点から見直しに努める。

(例) ・参加者、招待する来賓等の制限

- ・内容を簡素化し、実施時間を短縮
- ・3密を回避するための会場レイアウト、整列方法の実施
- ・屋内の場合の常時換気
- ・音源を使用し、歌唱をできる限り控える
- ・ICTや放送機器を活用したオンライン配信の実施

令和3年4月2日 施行

監修：美濃加茂市消防団

参考：岐阜県作成

「消防団活動における新型コロナウイルス対策ガイドライン」